

香川県合同輸血療法委員会

沿革

香川県においては、平成16年に、香川県および香川県赤十字血液センターが呼びかけ人となり、県内14施設の輸血担当責任医師に参加を願い、平成16年12月18日、輸血治療法にかかる懇談会を開催した。この席で、今後、合同輸血療法委員会として定期的に会合を持つことを申し合わせ、第1回合同輸血療法委員会として発足した。

開催状況

第7回 平成22年2月20日 アルファあなぶきホール
血液センターの業務集約化の影響 高松赤十字病院輸血課長 高杉淑子
血液事業における広域的な運営体制の取組について 血液事業本部参事 西田一雄

第8回 平成23年3月19日 サポートホール高松
当院の輸血製剤の使用状況 香川大学医学部附属病院主任 伊関喜久男
I&Aとは? 岡山大学医学部附属病院講師 池田和真

第9回 平成24年3月10日 サポートホール高松
救急部の輸血対応 香川県立中央病院副主幹 香川ひとみ
シャーガス病とその安全対策 関東甲信越ブロック製剤一部長 百瀬俊也

第10回 平成25年3月16日 サポートホール高松
当院における輸血検査の現状 大樹会総合病院回生病院 鬼松幸子
iPS細胞の基礎と輸血療法への応用 京都大学iPS細胞研究所 木村貴文

第11回 平成26年2月15日 サポートホール高松
当院における輸血検査の現状 香川労災病院 田中こころ
シャーガス病とその安全対策 関東甲信越ブロック製剤一部長 百瀬俊也

第12回 平成27年2月28日 サポートホール高松
当院における輸血検査～現状と問題点～ 三豊総合病院 山地瑞穂
輸血用血液のウイルス感染症対策の現状 関東甲信越ブロック検査部長 鈴木雅治

第13回 平成28年3月5日 サポートホール高松
当院の輸血の現状と問題点 四国こどもとおとなの医療センター 平岡希実子
安全な血小板製剤の供給と使用 東京都赤十字血液センター 松崎浩史

第14回 平成29年3月11日 サポートホール高松
当院における輸血検査 坂出市立病院 土井芳江
HLA 及び血小板関連検査とその臨床意義 中四国ブロック血液センター 椿和央

第15回 平成30年2月24日 サポートホール高松
当院の輸血の現状と問題点 高松市民病院 棚田佳代子
重症熱性血小板減少症候群ウイルス (SFTSV) 血液事業本部中央研究所 篠原直也

第16回 平成31年2月16日 サポートホール高松
I&A について 高松赤十字病院 高杉淑子
新鮮凍結血漿の融解後使用期限延長について 血液事業本部学術情報課 宇津木和幸

第17回 令和2年2月22日 サポートホール高松
輸血症例検討会の活動報告 総合病院回生病院 鬼松幸子
輸血関連情報カードについて 東邦大学医療センター大森病院 齋藤光平

活動概要

第17回合同輸血療法委員会は、県内15医療機関で構成され、県内供給量の89%を占めている。各医療機関より責任医師と輸血検査担当者が参加し、約30名程度で開催し、各医療機関での輸血検査の現状の報告を頂き、情報の共有を図っている。令和2年度と3年度は、新型コロナウイルスの影響で開催を見合わせている。

香川県合同輸血療法委員会設置要綱

(設置)

第1条 適正な輸血療法の実施および血液製剤の使用適正化の推進を図るため、香川県合同輸血療法委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 適正な輸血療法の実施に関する事
- (2) 血液製剤の使用適正化に関する事
- (3) 安全な輸血療法の推進に関する事
- (4) 血液製剤の安定供給に関する事
- (5) その他輸血療法に関する事

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから委員長が委嘱する。

- (1) 医療機関における輸血療法の責任医師
- (2) 香川県薬務感染症対策課職員
- (3) 香川県赤十字血液センター職員
- (4) その他県内輸血療法に携わる者のうち委員にふさわしい者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

(組織)

第4条 委員長は、香川県赤十字血液センター所長の職にあるものをもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰し、委員会を代表する。

3 副委員長は、香川県薬務感染症対策課長の職にあるものをもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、年一回以上開催し、委員長がこれを招集し議長となる。

2 委員長は、委員会において必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、香川県赤十字血液センター供給課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附則

この会則は、平成18年7月18日から施行する。